

府 縣 名	明治三十八年 年 實 數	明治四十四年 年 實 數	平 均	人口對十萬	府 縣 名	明治三十八年 年 實 數	明治四十四年 年 實 數	平 均	人口對十萬
千 葉 縣	一、八六八	一、八〇〇	一、八三四	三三・九	富 山 縣	一、〇九六	一、〇三六	一、〇六六	三三・八
茨 城 縣	一、八〇六	一、九六六	一、八八六	四九・三	鳥 取 縣	五 六 八	五 三 八	五 五 三	二二・六
栃 木 縣	一、三〇三	一、三三三	一、三一八	二八・〇	島 根 縣	九 三 三	九 〇 三	九 一 八	二四・三
奈 良 縣	一、〇九八	一、〇四七	一、〇七二	一六・六	廣 島 縣	一、七三〇	一、七〇〇	一、七一五	二四・三
三 重 縣	一、三三三	一、四一八	一、三七五	三九・六	山 口 縣	一、〇八〇	一、〇六〇	一、〇七〇	一〇・三
愛 知 縣	二、一七二	二、三三三	二、二五二	三七・六	和 歌 山 縣	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一〇・三
靜 岡 縣	一、一五五	一、一六八	一、一六二	二〇・五	德 島 縣	九 七 九	一、〇一〇	一、〇〇九	二〇・九
山 梨 縣	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一六・六	香 川 縣	一、三三三	一、三三三	一、三三三	二〇・九
滋 賀 縣	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一六・六	愛 媛 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
岐 阜 縣	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一六・六	高 知 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
長 野 縣	一、四〇九	一、四〇九	一、四〇九	二七・七	福 岡 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
宮 城 縣	一、三三三	一、三三三	一、三三三	二〇・五	大 分 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
岩 手 縣	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一六・六	佐 賀 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
青 森 縣	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一六・六	熊 本 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
山 形 縣	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一六・六	鹿 兒 島 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
秋 田 縣	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一六・六	宮 崎 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
福 井 縣	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一六・六	鹿 兒 島 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
石 川 縣	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一六・六	鹿 兒 島 縣	一、九三三	一、九三三	一、九三三	二七・七
計	七、六〇三	七、〇七九	七、三四四	一〇・四	計	七、六〇三	七、〇七九	七、三四四	一〇・四

備考 人口は該當年の分を以て大正二年を用ひたり。

前表に依つて見れば盲者最も多きは香川を第一とし山形、新潟、熊本、奈良、石川、鹿兒島、愛媛、大分、岩手等にして東京、京都、長野、高知、秋田、山口、沖縄は最も少なき方に属す。

第三 盲者と性並年齢

一 男女の關係と盲者

男女の性と盲者とに關シグロツチヤーンの著に記載せる處を見るに次の如く、

年 別	男	女	年 別	男	女
一八七〇	一一、〇九九	一一、九二二	一九〇〇	一一、一六八	一〇、四〇三
一八八〇	一一、三四三	一一、三三四	一九〇五	一〇、九七九	一〇、〇四〇
一八九五	一一、二三八	一一、二〇四			

(グロツチヤーンに依る)

男女別盲者調 (フロイセン)

即男多くして女に少なし。今日本に於ける各方面の調査成績を摘録すれば

年 別	男	女	備 考
明治三十三年	三、一五四	三、八九四	
同三十五年	一、四五六	一、五〇八	新潟縣
大正十一年	一、五八七	一、七二二	大分縣
同十三年	八七一	七一〇	長野縣
同十一年	八七〇	七八六	

にして新潟縣のみは調査時期を異にするに係らず毎常女に多きに反し、長野、大分はフロイセンに於けると同様男に多し。更に幼時の盲者に就き調査するに

(大正十三年文部省統計)

年 別	盲 者		學 齡 兒 童		學 齡 兒 童 十 萬 對 比	
	男	女	男	女	男	女
大正十三年	一、四九九	一、三七五	四、七六七	四、五五一		
同十二年	一、五〇九	一、四一三	四、七三六	四、四九六		
同十一年	一、四九八	一、四〇六	四、六六五	四、四一七		
同十年	一、五二六	一、四二五	四、五七三	四、三二二		
同九年	一、五七一	一、四六〇	四、四六四	四、二〇七		
計	七、六〇三	七、〇七九	二二、二〇六	二一、九九六	三三・〇	三二・二

の如くにして少なくとも幼時の失明は其絶対數に於ても將又兒童數に比するも男兒稍多きは動かすべからざる數字なり。只學齡期以後の失明に就ては眼外傷を起さしむる各種職業の有無、男女職業選擇の趨勢、出稼の多寡、男女花柳病罹病の關係等に左右せられて各地必ずしも一様ならざるべきは、前記フレイセンに於ける數字を初め、新潟其他に於ける男女の差、「トラホーム」の男女別の如く顯著ならざるに徴し推し得んか。

二 失明者の年齡

(一) 失明者の現在年齡

MeyerはGraefe-Saemischの著書に歐洲各地の失明年齡として次の表を記載せり。

年齡別盲者 (人口萬對)

年 齡 別	英 國		獨 逸		フ イ ン ラ ン ド	
	數	%	數	%	數	%
一 歲 以 上 — 五 歲 未 滿	一・六一	〇・六五	一・四五	一・七〇	一・七〇	一・七〇
六 歲 以 上 — 十 歲 未 滿	二・三〇	〇・六五	二・六三	二・三九	二・三九	二・三九
十 一 歲 以 上 — 十 五 歲 未 滿	三・二二	〇・六五	三・四二	三・二一	三・二一	三・二一
十 六 歲 以 上 — 二 十 歲 未 滿	三・七六	〇・六五	三・七三	四・三〇	四・三〇	四・三〇
二 十 一 歲 以 上 — 三 十 歲 未 滿	五・一二	〇・六五	四・四〇	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇
三 十 一 歲 以 上 — 四 十 歲 未 滿	七・八一	〇・九五	六・四一	一・五二	一・五二	一・五二
四 十 一 歲 以 上 — 五 十 歲 未 滿	一〇・九五	一・三九	九・九〇	二・六三	二・六三	二・六三
五 十 一 歲 以 上	三三・三九	三・七九	三三・一八	一〇・四九	一〇・四九	一〇・四九

の如くにして年齒を加ふるに應じ順次其數を増し行くこと恰も生物が年と共に老朽し行くこと全く一致せり。此の點に關し本縣及長野縣に於て調査せる成績を引用すれば如次、

年 齡 別	本 縣 (大 正 十 三 年)		長 野 縣 (大 正 十 一 年)	
	數	%	數	%
一 歲 以 上 — 五 歲 未 滿	一八	〇・六五	三五	二・一一
六 歲 以 上 — 十 歲 未 滿	七一	二・二五	五四	三・二六

年 齡 別	本 縣 (大 正 十 三 年)		長 野 縣 (大 正 十 一 年)	
	數	%	數	%
十 一 歲 以 上 — 二 十 歲 未 滿	二五九	七・八五	一三二	七・三七
二 十 一 歲 以 上 — 三 十 歲 未 滿	三二七	九・八八	一七七	一〇・六九
三 十 一 歲 以 上 — 四 十 歲 未 滿	四〇三	一二・二一	二六〇	一五・七〇
四 十 一 歲 以 上 — 五 十 歲 未 滿	五四四	一六・四九	二七八	一六・七九
五 十 一 歲 以 上 — 六 十 歲 未 滿	五七五	一七・四二	二七八	一六・七九
六 十 一 歲 以 上	一、一〇三	三三・四三	四五二	二七・二九

(何れも兩眼盲なり)。

即年齡の加はると共に遞増し高齡に及びて其極點に達するの點に於ては悉く一致せり。

(二) 失明當時の年齡

次に失明當時の年齡を見るに如次表。

失明當時の年齡

年 齡 別	新 潟		長 野 縣		大 分 縣		計	
	數	%	數	%	數	%	數	%
〇 歲 以 上 — 一 歲 未 滿	(三五)	〇・一五	(四〇)	〇・一五	(四〇)	〇・一五	(一一五)	〇・一五
一 歲 以 上 — 三 歲 未 滿	(四七)	〇・二〇	(五二)	〇・二〇	(五二)	〇・二〇	(一四九)	〇・二〇
三 歲 以 上 — 五 歲 未 滿	(六七)	〇・三〇	(七二)	〇・三〇	(七二)	〇・三〇	(二一五)	〇・三〇
(四 歲 以 上 — 六 歲 未 滿)	(九七)	〇・四〇	(一〇二)	〇・四〇	(一〇二)	〇・四〇	(二九九)	〇・四〇
六 歲 以 上 — 十 歲 未 滿	(一五九)	〇・六〇	(一六四)	〇・六〇	(一六四)	〇・六〇	(四八七)	〇・六〇
十 一 歲 以 上 — 二 十 歲 未 滿	(二五九)	〇・九〇	(二六四)	〇・九〇	(二六四)	〇・九〇	(七八七)	〇・九〇
二 十 一 歲 以 上 — 三 十 歲 未 滿	(三二七)	一二・二一	(三三二)	一二・二一	(三三二)	一二・二一	(一〇五九)	一二・二一
三 十 一 歲 以 上 — 四 十 歲 未 滿	(四〇三)	一五・七〇	(四〇八)	一五・七〇	(四〇八)	一五・七〇	(一四一七)	一五・七〇
四 十 一 歲 以 上 — 五 十 歲 未 滿	(五四四)	一六・四九	(五四九)	一六・四九	(五四九)	一六・四九	(一六六六)	一六・四九
五 十 一 歲 以 上 — 六 十 歲 未 滿	(五七五)	一七・四二	(五八〇)	一七・四二	(五八〇)	一七・四二	(一七四一)	一七・四二
六 十 一 歲 以 上	(一、一〇三)	三三・四三	(一一〇八)	三三・四三	(一一〇八)	三三・四三	(三、二五五)	三三・四三
計	三、六四〇	一〇〇	三、七〇〇	一〇〇	三、七〇〇	一〇〇	一三、三〇〇	一〇〇

- 一、〇—一歳の行の数字に()を付せるは〇—一歳の数は一—五歳に包括せしめ従つて再出なるを以てなり。
- 二、〇—一歳の%は〇—一歳の記載ある年又は縣の合計に對する%なり。
- 三、一—五歳の行の各数字は〇—一歳の数の合数なり。

即全失明の十分の一は生後一歳迄に屬し、之れを五歳迄となせば實に全失明者の三分の一を占居せり。爾後の各年齢に於ては一—二〇歳高率なるも、他の各年齢に大差なく、高老者に却つて少く此の點は獨逸に於て初生兒眼疾による失明が二五%を占居する報告Grosßalm-Kampと大體一致せり。

尙山形縣に於て(年次不明)調査したる處に依れば、

十歳以上—二十歳未満	三三・一七%
二十歳以上—四十歳未満	一三・九四%
四十歳以上—五十歳未満	八・八四%
五十歳以上—六十歳未満	九・八一%
六十歳以上	七・四〇%
六十歳以上	七・九〇%

の如くにして益々前記事實を裏書せり。

第三節 失明原因と「トラホーム」

第一 外國に於ける失明原因と「トラホーム」

前來續述の通り各國軍隊、濃厚病地帯等に於て調査せる幾多報告あれども、「トラホーム」に關する記載比較的少なきが如く、今近年に於ける一、二の報告を摘録すれば如次。

盲者原因別調

(Grosßalm-Kamp 一九一二年著)

病名	患者%	病名	患者%	病名	患者%
角膜膜炎	一五・〇〇	光線炎	〇・九〇	網膜剝離	二・四〇
虹膜炎	二・〇〇	色素膜炎	一・三〇	內障	一・一〇
新生物	一七・〇〇	物核	〇・四〇	內障	一・一〇
				外障	〇・六〇

病名	患者%	病名	患者%
視神經萎縮	五・九〇	梅毒	七・〇〇
小兒病ノ結果	九・四〇	結核	〇・〇八
急性傳染病	六・二〇	スクロフローゼ	四・二〇
		外傷	一・〇〇
		病	五・五〇
		病	〇・四〇
		病	一・〇〇

盲者原因表

(Graefe-Schmisch x 2)

初生兒眼疾	近視	緑内障	新生物	外傷	梅毒	全盲		片盲		盲	
						トルツシカウ	%	レントスラー	%	ストツツ	%
計	六二・七	二、五二八	三七五	三九〇	九五二	三七一	一六・二	四・三	二・一	一・六	
	一〇・五	九・〇	一七・〇	一三・〇	三・五	七・〇	一一・二	五・〇	〇・五	一・三	
	三・八	四・〇	一・三	五・〇	〇・三	〇・三	一・一	一・三	〇・三	〇・三	
	一・〇	九・〇	一・七	一三・〇	二・三	三・五	一・一	一・三	〇・三	一・三	
	一・六	〇・三	〇・八	二・三	二・〇	一・八	一・一	一・三	〇・三	一・三	
	二・二	二・二	八・〇	二・三	四・一	三・二	一・一	一・三	〇・三	一・三	
	?	〇・四七	二・七	?	?	?	?	?	?	?	

其他學者の評價狀況

調査地	報告者
露	ボクロースキ
同	テイヤー
同	ワルター
シベリア	ケルシユバウマー夫人
スベイン	ホルト
ミヅリ湖	ローラの施療院

全失明對「トラホーム」失明%

- 一一・〇
- 二二・〇
- 一八—一九・〇
- 九二・〇
- 九・一
- 一九・七

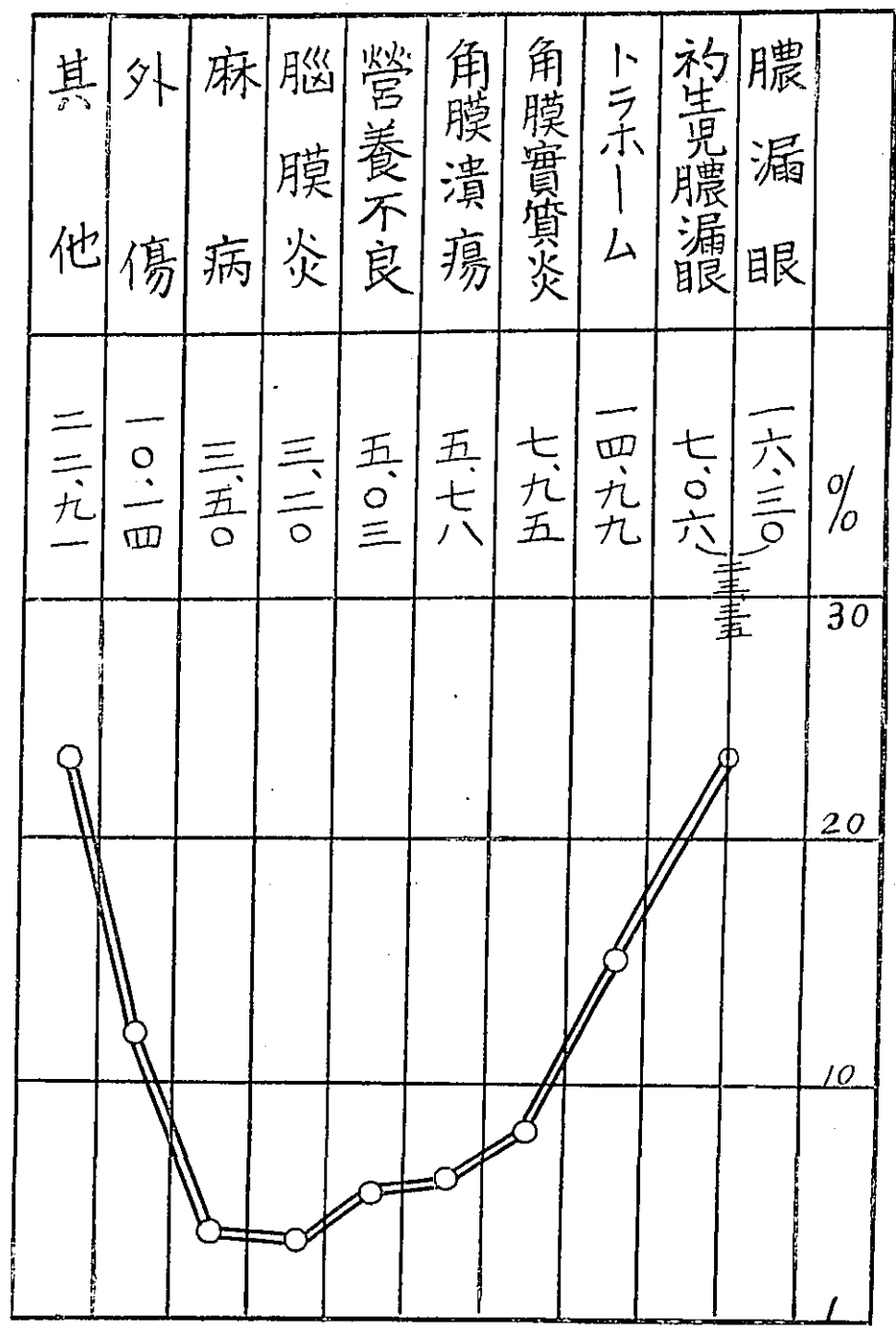
等、報告者を異にする毎に其評價に著しき相違ありて殆んど取捨に迷ふものあるは、國情を異にする關係上蓋し止むを得ざる處なるべし。

第二 日本に於ける失明原因と「トラホーム」

日本に失明多く而して又「トラホーム」多きこと既述の如しとせば失明原因中亦本病多かるべきは推想に難からず。是れを事實に徴するに如次表。

大正十四年内務省發表失明原因表より

(眼数に依る)



何と云つても膿漏眼最も多く、其れに次ぐは其他の原因なれども、こは多數の病名を包含するを以て比較とならず、次位にあるは實に吾が「トラホーム」にして約一五%を算せり。

第三 各府縣「トラホーム」失明者比較

右の事實を更に各府縣に配屬せしめて其波動を見るに、添付順位表は最も顯著に國內各地に於ける、狀況を物語るものにして、之れを同表赤線と比較せば「トラホーム」(法定檢診結果既往三年平均大正十四年以前)との連鎖を得て兩者の相關を知るに一層便ならんか。

即表に就て見るに、青森、和歌山、奈良、鹿児島、北海道、鳥取、香川、山形、佐賀は多き方に屬し沖繩、福井、滋賀、神奈川は最も少なき方に位す。

尤も前表は法定檢診に當り發見せる盲者に就て調査せるものにして、更に盲者のみに就き調査せば多少趣を異にするものあるや知る可からず。例へば本縣の如き、別途盲人調査に於て發見せる「トラホーム」盲者は尙遙かに高率なるを以てなり。

第四 「トラホーム」に依る失明の總勘定

一 各方面の調査合表

今「トラホーム」に依る失明に就き各方面より報告せられたる數字を合算すれば次の如き結果を得べし。

調査年	調査種別	盲者數	「トラホーム」ニ因ルモノ	盲者對%
明治三十五年	本縣調査	二、九六四	二五七	八・五〇
大正八年	千葉縣調査	四、八一四	三二三	五・七一
大正十一年	大分縣調査	一、五六一	二七七	一七・七五
大正十一年	長野縣調査	三、三八二	一二五	三・六九
大正十四年	内務省調査	五九、五〇二	八、九一六	一四・九九
大正十四年	新潟縣恩光會調査	一、六八〇	三一七	一八・八七
計		七三、九〇三	一〇、二一五	一三・八二

備考 一、内務省調査は眼數其他は兩眼盲の實數なり。

道廳及府縣	按摩	術灸	術	歌舞音曲等	落語講談等	其ノ他職業	無職業	學校生徒	計
香川	四三	四	一	一	一	一	一	一	一、九三
愛媛	四	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
高知	三	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
福岡	二	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
大分	二	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
鹿兒島	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
沖繩	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九三
合計	一八、〇三	四、六六	六八	四七五	二四六	九、二五	三、〇四	三六	七〇、〇八

盲人生活狀態調査表B (明治四十四年 内務省調査)

府縣別	人員	府縣別	人員	府縣別	人員
北海道	一、一四二	福山	一、五三四	廣島	一、八二八
東北道	一、九一七	岩手	一、三九一	山口	一、〇二八
関東道	一、三一七	青森	一、〇八八	徳島	一、一五九
中部道	三、一八三	山形	二、〇四〇	香川	一、二七四
近畿道	一、四八九	秋田	八七四	愛媛	一、三六四
四国	二、六五〇	石川	七九二	高知	一、六五五
山陽	一、三九二	富山	一、〇二八	福岡	四九三
山陰	三、九二二	鳥取	一、四一五	佐賀	二、五六六
北陸	一、二六一	島根	七九二	熊本	一、五〇八
濃尾	一、四六三	鳥島	五七二	大分	一、八八三
关东	一、八四〇	合計	一、三三九	合計	二、一一九

宮崎 八七二 鹿兒島 二、一八六 沖繩 四七四 合計 六九、一六七

各府縣別失明者並眼數調査表 (内務省衛生局失明に關する調査による)

府縣別	檢診人員	失明者數	失明眼數	府縣別	檢診人員	失明者數	失明眼數
北海道	三、五七	九〇	三、〇二	青森	三、八六〇	二、四〇〇	一、四七
東北道	七、五七	九〇	八、九四	岩手	三、三〇〇	二、二七	四、二六
関東道	七、五七	九〇	八、九四	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
中部道	一〇、七五	九〇	一〇、七五	秋田	三、三〇〇	二、二七	四、二六
近畿道	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
四国	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
山陽	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
山陰	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
北陸	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
濃尾	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
关东	一〇、七五	九〇	一〇、七五	山形	三、三〇〇	二、二七	四、二六
合計	一〇、七五	九〇	一〇、七五	合計	一〇、七五	九〇	一〇、七五

原因別	人数	百分比例	原因別	人数	百分比例
原	六八三	二二・〇四	原	二、九六四	四一・五
淋毒	二五七	八・六七	交感	一九三	六・五一
トホ	二八	〇・九四	疹	二九	〇・九八
トホ	六五〇	二一・九三	疹	七二	二・四三
トホ	一〇八	三・五四	疹	二八	〇・九三
トホ	四一	一・五二	疹	一四	〇・四七
トホ	一四	〇・四五	疹	三二	一・〇八
トホ	七	〇・二四	疹	一四	〇・四七
トホ	八五	二・八七	疹	三二	一・〇八
トホ	六二	二・〇九	疹	一四	〇・四七
トホ	二〇九	七・〇九	疹	一四	〇・四七

失明原因表 千葉縣 (大正八年七月調査)

失明原因	失明眼数	百分比例	失明原因	失明眼数	百分比例
失明原因	二、三	〇・四八	失明原因	四、八一四	八・二一
失明原因	一八	〇・三七	失明原因	三〇六	六・三五
失明原因	一〇一	二・一〇	失明原因	四	〇・〇一
失明原因	二九〇	六・〇二	失明原因	二九二	六・〇六
失明原因	一、〇五七	二一・九六	失明原因	二〇九	四・五七
失明原因	三三三	六・七一	失明原因	二〇	〇・四六
失明原因	三七〇	一三・九四	失明原因	一	〇・〇二
失明原因	六七一	一七・七七	失明原因	一	〇・〇二
失明原因	七〇	一・四五	失明原因	一	〇・〇二
失明原因	四七三	九・八二	失明原因	一	〇・〇二

失明原因調査表 大分縣 (大正九年調査)

原因別	人数	百分比例	原因別	人数	百分比例
原	二七九	一七・五三	原	三二	二・〇二
原	二七	一・七六	原	六〇	三・八〇
原	一三三	七・七九	原	四七	二・九七
原	一七六	一〇・一四	原	四	〇・二五
原	八一	五・一三	原	一五	〇・九五
原	二〇三	一三・二七	原	一三	〇・八二
原	三五	二・〇九	原	一	〇・〇六
原	三三	二・〇九	原	一	〇・〇六
原	二四	一・五二	原	一	〇・〇六
原	三一	一・九六	原	一	〇・〇六
原	三八	二・四〇	原	一	〇・〇六

失明原因調査表 長野縣 (大正十一年七月調査)

原因別	人数	百分比例	原因別	人数	百分比例
原	二七	一・七六	原	一〇	〇・六三
原	二七	一・七六	原	一〇	〇・六三
原	一三三	七・七九	原	一〇	〇・六三
原	一七六	一〇・一四	原	一〇	〇・六三
原	八一	五・一三	原	一〇	〇・六三
原	二〇三	一三・二七	原	一〇	〇・六三
原	三五	二・〇九	原	一〇	〇・六三
原	三三	二・〇九	原	一〇	〇・六三
原	二四	一・五二	原	一〇	〇・六三
原	三一	一・九六	原	一〇	〇・六三
原	三八	二・四〇	原	一〇	〇・六三

第九章 「トラホーム」の治療問題

第一節 「トラホーム」の療法大観

第一 各時代に於ける療法

一 古代に於ける療法

古代「トラホーム」の名さへ未だ全く不明瞭なりし時代、果して其治療法存在せるや否、元より判然すべき限りにあらずと雖も、當時既に「トラホーム」の存せしこと、並其類族疾病と共に今日吾人の知り得る治療法、若くはそれに類似の療法行はれ居りしことは疑なきものゝ如く、彼の「トラホーム」史に述べし「Papyrus Bebe」の書にも有史以前既に種々なる散薬及青銅治療法を試みたる形跡あり。即散薬(Mirvie)と稱し熱地に産する樹脂及油類を用ひ、又好んで銅膏(Grispan)を使用し隼の羽毛を以て眼内に點入す。

亂切法及線繫軟膏療法、紀元前七五〇—二五〇年の頃所謂 Susruta 及 Charaka なる印度の書中にも粗糲なる結膜炎に對する亂切法の記事あり、而して亂切によりて生じたる創面には線繫又は硫黄類と蜂蜜にて作れる一種の軟膏を塗擦したり。

ヒポクラテス時代の放血、希臘及羅馬の古代に於ても亦「トラホーム」(?)に對する種々なる療法研究せられたり。而して當時最も一般に使用せられたるはヒポクラテスの考案に係る眼放血(Ophthalmoxysis)にして、木片に清淨なる綿を巻きたるもの、無花果の葉、烏賊の甲、種々なる海魚の粗糲なる皮、硫酸銅の粉末を護膜にて桿となしたるもの、外科用の小刀、粗糲なる消息子、銳匙等を以て粗糲なる結膜面を搔把放血するに在り。放血後は直ちに或は一定の後銅膏の粉末、或は軟膏若くは溫和なる收斂性軟膏を使用すべしと云はれたり。

切除並燒灼、其他當時既に病的移行部被膜切除法行はれ、切除後には創面を烙鐵にて燒灼したり。殊に燒灼法は又當時獨立したる一個の「トラホーム」療法として使用せられたるものにして、其には燒灼器としては烙鐵を用ひず、紡錘狀の堅き木片殊に橄欖樹を熱したるものに注意して單に表面丈を燒灼したるものなり。

二 中世紀に於ける療法

中世紀に於ける「トラホーム」療法としては特筆すべきものなきが如く、當時アラビヤ人の如きは無花果の葉又は砂糖の結晶等を以て往古一般に行はれたる摩擦法を行ひたり。

英人 Woolhouse は「トラホーム」の擦過に際し楊子又は麥の穂にて作れる刷子を用ひたりと云ふ。

三 十九世紀の初に於ける療法

一八〇一年ナポレオンの凱旋以來「トラホーム」が全歐洲を卷席するに及ぶや、之れが療法も亦斯界の重大問題となり、所謂埃及眼炎の名は歐洲醫俗の腦底に痛き印象を與へ、幾多の研究勃然として擡頭し來りたる形跡あるも、初めは尙未だ瀉血の域を脱せず。

瀉血時代、伊太利人の *Scopoli* 始めて靜脈よりする瀉血を埃及眼に應用したり。即疾患の輕重により瀉血の量に多寡あるも重症に在りては二八〇—一七〇瓦を瀉血し、爲に卒倒せるものすらありしと云ふ、*Carrou du Villards* は當時サルチニヤの軍隊に於て、土耳其の醫士は四人の兵士に對し總體にて百三十五回の瀉血法を行ひたりと報じ、其他多量の瀉血に由り患者は著しく衰弱し、甚しきは惡液質に陥り爲に死亡せるもの亦少なからざりしと云ふ。

此の類迷信的療法時代が凡そ三十年も繼續後、一八三五年ハルレーの大學教授 *Dzondi* 初めて其非を鳴らし、大に當時の醫界を覺醒せしめたりと雖も、以來十數年間尙瀉血法の迷夢に醉へるもの少なからず。而して當時の瀉血は一般に前膊或は上膊の靜脈よりせりと雖も、伊太利の *Omodei* 及英國並獨逸地方にては屢々顛顛動脈よりせりと云ふ。

局所の放血に對しては當時餘りに重きを置かざりしと雖も、時に水蛭を内背或は外背の近く顛顛部耳後等に用ひたることあり。發泡管、全身療法、下劑其他、充血を防ぐ爲屢々下劑の内服を持續し、時に吐劑をも併用したるものあり、又發泡管を稱用せしもの少なからず。全身療法として、瀉血に代ふるに足部の溫浴並發汗劑を用ひたるものあれども、之れ等は極めて少數なり。

急性時機には鎮痛消炎の目的を以て、冷巻法、外氣との接觸、或は溫巻法殊に微溫の茶を以て眼洗滌するを有效なりと主張せる人あり。當時の局處療法(收斂藥、腐蝕藥)、眼瞼並結膜の腫脹減退するに及び始めて收斂劑に移る、而して收斂劑としては

稀薄硫酸水、千倍の昇汞、鉛糖水、樟腦含有鉛糖水、硫酸亞鉛(1%)、硝酸銀水(英人 *Guthrie*)(1%)明礬等を使用し又軟膏にては、

白降汞、甘汞、硫酸銅、沃剝、腐蝕劑としては

硫酸銅、醋酸銅、硝酸銀、昇汞、硝酸々々水化水銀、鉛糖水、燒明礬、硫酸、磷酸、砒礬、苛性加里等にして、硫酸銅、硝酸銀最も多く用ひられ、一八一〇年頃迄は硝酸銀は桿狀として使用せられ居たり。手術的療法(亂切及穹窿部切除)、亂切法は大效なしとして餘り顧みられざりしも、比較的稱用されしは穹窿部切除法にして(一八二二年

Walter) 手術後の止血には硝酸銀桿を以て創面を腐蝕したり。

角膜周縁切除、「パンヌス」に對する療法としては少數の人に角膜周縁切除法を行はる。

「パンヌス」に對する膿漏眼毒の移植、此の時代に於て「パンヌス」療法に一新機軸を開きたるはウキーン大學教授 Friedrich Jaeger (一八一二)にして、即濃厚且吸收難なる「パンヌス」に膿漏眼の分泌物を移植せり。當時有名なる方法として一八八二年「チユキリチー」療法の發見せらるる迄に世人の注目を引きたるものなり。

四 十九世紀の中葉に於ける療法

一八三〇年代より「トラホーム」療法は一大變化を來せり、眼科醫の大部分は瀉血法の有害無効なるを承認し、局所療法を主眼とするに至り。乍然其方法に至りては失當極端なるもの少なしとせず。

(一) 硝酸銀の腐蝕、一八三〇年和蘭の Hertel 並に白耳義の Fergus 及 Loewen 等は硝酸銀による結膜の根本的腐蝕療法を行ひたり。而して翌日三日目又は八日目毎に強き腐蝕を繰り返し、毎腐蝕後には油類にて洗滌したり。此の療法を以前の大瀉血法に比すれば其効果もとり偉大にして、一時は全歐洲に謳歌せられたるも、其後の經驗の教ゆる處に依れば、強き癢痕睫毛亂生症、眼球癒着症、臉裂縮小症等起すこと頻々たるため、幾何もなく聲價を失ふに至れり(尙一八五〇年頃迄は用ゐらる)。右の缺點を補はんが爲現はれたる療法は、

硝酸銀桿に依る刷子摩擦、硝酸銀飽和液の塗布(ロンドンにて行はる)、中等濃度硝酸銀液(主として白耳義の醫)、四九%の溶液使用(佛の Desmazes 一八四二年)、硝石硝酸銀桿(同氏創案一八四八年)等、要するに硝酸銀旺盛時代なり。

(二) 硝酸銀點眼後食鹽水洗滌をなす法、は一八五四年 V. Gracile に依り創案さる。即二%の硝酸銀液を塗布し後食鹽水を以て中和するにありて、今日尙慣用せられつゝあり。

(三) 硫酸銅、鉛糖の應用、其使用法は大體今日に於けるが如し、或は塗布劑とし或は撒布劑とし、或は溶液として使用せらる。其他藥品としては單寧格魯酸、苛性加里、沃度丁幾、「クロール」亞鉛、鹽化金、一半鹽化金等を用ひられたり。

(四) 手術的器械的療法、手術的療法は餘り重きを置かさざりしも穹窿部切除法は尙幾分行はれ Hering (一八三八) 及 Sieber は切除法を容易ならしむる爲め二重鉗子を發明し(英國にては顆粒腫脹著しき場合のみ應用)、伊太利に於ては鎗狀針、針金の刷子、細かき齒を有する鎗、二枚の象牙の平板等を用ひて器械的療法を行ひたり。

當時の「パンヌス」療法、「パンヌス」の療法として當時盛に行はれたるは角膜周縁切除法なり。其他注意の燒灼器にて「パンヌス」の血管を燒灼したる人あり。硝酸銀桿は「パンヌス」を腐蝕するに用ひ、其他鉛糖の粉末を撒布し、硫酸銅の粉末又は結晶を使用し、又は「カンタリ

ス」丁幾を點眼せる者あり。

五 十九世紀の末葉に於ける療法

此の期に於ては手術的療法を主眼とするに至れり。

(一) 昇汞洗眼、當時新藥として盛に用ひられしものは昇汞にして(一八七二年 Romie 創製)即一〇〇—五〇〇〇倍のものを點眼、塗布、塗擦洗眼等に用ゆ。

Kennings の昇汞摩擦法、次で一八九〇年 Kennings は有名なる昇汞摩擦を公にし、其翌年ハイデルベルヒの眼科學會に於て Hippel が其效力を證明せし以來殆んど全歐洲に普及したり。而して新鮮なる「トラホーム」にして刺戟甚だしく且分泌多量なるものは、始めに硝酸銀液を用ひ、然る後摩擦法を行ひ、其他の「トラホーム」には始めより摩擦法を行ひたり。

顆粒壓出、Foster (一八九八)は顆粒の壓出に重きを置き爪又は睫毛鉗子を使用したり。

(二) 亂切法、一八九〇年代に於ける佛國眼科醫の多くは亂切法により結膜を縦横に亂切し、其出血しつゝある結膜面を五百倍の昇汞をつけたる楊子にて強く擦過せり。又銀匙を以て結膜の上皮を削去し、束針にて結膜を突きたる後昇汞を用ひ、又は單に亂切法のみを行ひたるものなり。

(三) 軟骨切開、Kulmt (一八九九)は新鮮なる「トラホーム」にして軟骨の肥厚を有するものに グレーフェ線狀又は鎗狀針を以て軟骨を切開し、肥厚の度を減すと云へり。

(四) 單純摩擦、藥液を使用せざる摩擦法としては、上下眼瞼を反覆し又は反轉せずして骨又は木片にて作れる「スパイテル」様のもの、滑かなる硝子棒又は Knapp 鉗子にて結膜を摩擦せり。

(五) 顆粒燒灼法、は Korn (一八七〇)始めて行ひ、烙白金板にて結膜の顆粒を燒灼したるも寧ろ電氣燒灼を便なりとせるものあり。

(六) 電流による顆粒破壞法、は Rodolf (一八七〇)に始まり、其後多くの人々により試用せらる。

(七) 顆粒擦過法、一種の金屬製筆、ニッケル鍍金したる金屬製の筆又は刷子、剛毛より成れる刷子等を以てせられたり。

(八) 顆粒壓出法、を始めて行ひたるは Cresset (一八七二)にして、或る器械の柄を瞼下に送り、其上より指を以て結膜を壓迫す。Knapp の壓出法、顆粒壓出法にて特筆すべきは、今日尙廣く行はる、Knapp (一八九二)の發明にかかる車轉鉗子なり。

Kulmt の壓出器、Kulmt (一八九九)は車轉鉗子の使用による癢痕を防ぐ爲、所謂クイント壓出器なるものを發明使用せり。

(九) 搔把法、Bardenheuer (一八七七)始めて之を使用せし以來、時に獨立したる療法とし、時に補助療法として屢々用ひらる、器械としては銀匙、小刀、亂切刀又は爪等なり。

- (一) 穹窿部切除法、も亦用ひらる、Kerker (一八九八) は軟骨の肥厚せる時は同時に其一部を切除せり。
- (二) 當時の藥物療法、藥液は一般に二期に分ちて使用せらる。
 - (イ) 新鮮なる「トラホーム」にして強度の刺戟症狀を有するとき。
 - (ロ) 手術後に残留せる病的變狀を治する爲、
 - 水銀劑 昇汞、硝酸銀、灰白軟膏、二酸化水銀軟膏、二沃化銀液、赤降汞、二沃化水銀、青酸々化汞等、
 - 沃度劑 純粹の沃度、沃度加里、沃度丁幾、沃度酸、沃度銀、三クロール沃度、ヨードフォルム等、
 - 其他 キニーネ、レソルチン、ペーリナフトール、グアヤコール、イヒチオール、醋酸、石炭酸、乳酸、明礬、タンニン、ヒオクタンイン等
- 枸橼酸銅は $\text{A.H. (1902) 5-10\%}$ 軟膏として用ゐたり。
- 結膜下注射液として 2% 石炭酸は S. (1886) 1886 用ひらる。
- (三) 當時の「パンヌス」療法、「パンヌス」に對する療法としては硫酸銅細末の撒布又は摩擦、擦過法、黃降汞軟膏を用ゆる摩擦法 (Prokopenko 一八九五年)、角膜周擁切除法(當時餘りに行はれず)、其他 Wecker (一八八二) に「パンヌス」に「チユキリチー」浸劑を用ゐたり。

第二 現在の趨勢

「トラホーム」の療法は大體に於て藥物的療法、器械的療法、手術的療法の三種に分類せらる。

- (一) 藥物的療法
 - 之れに用ひらる、藥物は枚舉の煩に堪へず。
 - 硝酸銀及銀化合物
 - 硝酸銀、コルラルゴール、イトロール、アイロール、アルゴニン、アルゲタミン、イヒタルガン、ラルギン、プロタルゴール、
 - 銅化合物及製劑
 - 硫酸銅、枸橼酸銅、クシロール、トラクミン、キユプリノール、
 - 沃度製劑
 - ヨードフォルム、ヨードワセリン、ヨード丁幾、ヨードグリシン、沃度酸、遊離ヨード
 - 水銀製劑
 - 昇汞、灰白軟膏、黃降汞、青酸々化汞、ナルトフォルム、イヒチオール、サオニン、アドレナリン、アトロピン
 - 其他(以上各製劑に屬せざる總て)
- (二) 器械的療法

- Keimig 摩擦法
 - Likernik 摩擦法、細硝子桿を眼瞼と眼球との間に穹窿部まで挿入して種々の方面に回轉して結膜摩擦を行ふ、相當多く用ひらる。
 - Pagenstecher 摩擦法、二一五% 黃降汞軟膏を結膜に塗布し直接又は眼瞼皮膚上より摩擦す。
 - Costinits 摩擦法、硼酸末を眼中に撒布し眼瞼の上より摩擦す。
- (三) 手術的療法

- 亂切法
 - Sattler 顆粒搔把法、小銳匙を以て顆粒の個々又は全面を搔把す(餘り普及せず)
 - 顆粒擦過法、Dartier の創始にして毛の短かき軟弱ならざる楊子を用ひ結膜面を隈なく擦過す、河本博士は主に之を賞用せり、單純擦過法に比し奏效著しきものなりと。
 - 顆粒壓出法、Knappe の車軸鉗子、Hoppe の鉗子、Fata 無齒車轉鉗子、ホイトニー鉗子等(Knappe 最も聲價あり)
 - 顆粒壓碎法、Kulme の壓搾鉗子を以てする法にして、膠様糊莖性の者に用ひて奏效ありと云はる。
 - 顆粒穿刺法 食鹽を反轉せる結膜に塗りて顆粒を露出せしめ、昇汞水を注ぎつゝ「トラホーム」針を以て顆粒を軽く突きて其内容を漏すにあり。顆粒の小數なる場合又癩痕性「トラホーム」に於ける顆粒を除去するに最も妙なりと。
 - 顆粒燒灼法、顆粒少なきとき乳嘴肥大の高度なる時に用ひて有效なりと。
 - 穹窿部切除法、主として上眼瞼のみに施行せらる。
 - 軟骨切除法、前法と同じ。
 - 其他手術的療法には、合併症又は續發症に對する手術あれども省略す。
- 尙「トラホーム」の療法には Kerker の「チユキリチー」療法、Wize の「イオン」療法、Goldzicher の「アントゲン」療法、Hermannkohlschlag の「ジュム」療法、Lundsgaard の「フィンゼン」療法等あり。其の效果に就きて相當見るべきものありとするも、其方法、術式設備等の複雑なる割合に效果思はしからざる爲、一般に稱用されず。
- 尙「トラホーム」の療法として雪狀炭酸療法、注射療法、自家血清療法あり。殊に注射療法、自家血清療法は「パンヌス」に有效なりと云はる。
- 又最近視力障害著しき「トラホーム」患者にして、他の療法效なき場合水銀劑の筋肉注射を行ひ著しく輕快し且作業可能となりたる旨を報

國名	一年間ノ患者數	療										法				
		硝酸銀	銅劑	硫酸銅	軟銅	膏劑	摩	擦	搔爬	亂切	壓押		壓碎	軟骨切除	其	他
大學或ハ病院名	人數															
紐育ホメト、クラヤ	種少															
ユエート病院	種少															
紐育マンハツタン眼	一四五															
紐育眼科病院	甚少															
紐育ナツプ記念病院	少シ															
パルチモニア大學	七(黑人)															
ワイラテルワイヤ大	少シ															
同																
ワイル氏眼科病院	三五															
市俄古イリス眼耳	一〇〇															
病院	〇・五															
備考	%は全眼患者數に對する割合、人數、%すべて概算數なり、+とせるは使用せるを意味す。															

第四 新潟縣下一般醫師の取りたる治療法の概要

本縣の「トラホーム」検査により發見したる患者につき、山地、平地、海岸、町部、農村、漁村の六種に分ち醫療を受けたる「トラホーム」患者につき、手術的療法、非手術的療法の何れによりたるかを調査せるに、

手術的療法	重		輕		計
	人數	%	人數	%	
非手術的療法	四七・七七	三一・三〇	八一・〇〇	一九・〇〇	一三〇・七七
手術的療法	三三・三〇	八・〇〇	二五・四三	七・五七	五八・七三

の割合にして七割四分は非手術的療法、二割五分は手術的療法を受け居れり。之れを病症程度より見れば、重症に在りては三割一分は手術的療法に依り、輕症は約二割に相當す。地理的には手術的療法を比較的多く用ゆるは山地にして、海岸最も少なく、非手術的療法は之れに反し町部比較的少なく、農村、漁村は割合多し。之れを要するに一般醫師の「トラホーム」治療傾向就中手術的、非手術的關係に於て、二割五六分の手術的七割強の非手術的療法を選び居れり。而して平地及町部は手術的療法に依る者少なく、山地之れに反す。

一般住民検査による「トラホーム」患者治療調(合計)

昭和二年新潟縣(以下六表同し)

年 齡 別	手術的療法		非手術的療法		合 計
	人數	%	人數	%	
十二歳未満	七	三・〇八	二九	一・九七	三六
二十一歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十二歳以上	三	一・二九	一八	一・三九	二一
計	一三	三・〇八	六五	一・九七	七八
十二歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十一歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十二歳以上	三	一・二九	一八	一・三九	二一
計	九	三・〇八	五四	一・九七	六三
十二歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十一歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十二歳以上	三	一・二九	一八	一・三九	二一
計	九	三・〇八	五四	一・九七	六三
十二歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十一歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十二歳以上	三	一・二九	一八	一・三九	二一
計	九	三・〇八	五四	一・九七	六三
十二歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十一歳未満	三	一・二九	一八	一・三九	二一
二十二歳以上	三	一・二九	一八	一・三九	二一
計	九	三・〇八	五四	一・九七	六三

一般住民検診による「トラホーム」患者治療調 (農村)

計	ノモルザセ療治			計	合			法療的術手非			法療的術手			年 齡 別		
	計	%	計		計	%	計	%	計	%	計	%	計		%	
																二十 二歳 以上
計	計	%	計	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	重	輕	合
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	男	女	計
計	計	%	計	計	%	計	計	%	計	計	%	計	計	計	計	%
128	128	100	128	128	100	128	128	100	128	128	100	128	128	128	128	128

一般住民検診による「トラホーム」患者治療調 (漁村)

計	ノモルザセ療治			計	合			法療的術手非			法療的術手			年 齡 別		
	計	%	計		計	%	計	%	計	%	計	%	計		%	
																二十 二歳 以上
計	計	%	計	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	重	輕	合
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	男	女	計
計	計	%	計	計	%	計	計	%	計	計	%	計	計	計	計	%
128	128	100	128	128	100	128	128	100	128	128	100	128	128	128	128	128